

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

○知事指定薬物の指定の失効……………（保健医療局健康安全部薬務課）…一

公告

○開発行為に関する工事完了……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）…二

雑報

○全国自治宝くじの発売（二件）……………（全国自治宝くじ事務協議会）…三

○当せん金付証票の発売委託……………（同）…三

告示

●東京都告示第八百九十一号

東京都薬物の濫用防止に関する条例（平成十七年東京都条例第六十七号）第十三条第一項の規定により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失うので、同条第二項の規定により告示する。

令和六年八月十六日

東京都知事 小池百合子

一 失効する知事指定薬物の名称

別表のとおり

二 失効の理由

当該知事指定薬物は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（令和六年厚生労働省令第百十号）の施行により、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十五項に規定する厚生労働大臣の指定薬物に指定されるため

三 失効年月日

令和六年八月十七日

四 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

【別表】

	化学名	通称名
(1)	N－（1－アミノ－3，3－ジメチル－1－オキソブタン－2－イル）－5－プロモ－1－ブチル－1H－インダゾール－3－カルボキシアミド及びその塩類	ADB－5’ Br－BUTINACA
(2)	N－エチル－2－〔2－〔（4－イソプロポキシフェニル）メチル〕－5－ニトロ－1H－ベンゾ〔d〕イミダゾール－1－イル〕エタン－1－アミン及びその塩類	N－Desethyl isotonitazene
(3)	（2R，3R）－2－（ベンゾ〔d〕〔1，3〕ジオキソール－5－イル）－3－メチルモルフォリン、（2S，3S）－2－（ベンゾ〔d〕〔1，3〕ジオキソール－5－イル）－3－メチルモルフォリン及びそれらの塩類	3，4－MDPM、 3－MDPM、 3，4－Methylenedioxyphenmetrazine

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和六年八月十六日

東京都多摩建築指導事務所長

茂 木 竜 一

開発区域又は工区に含まれる地域の名称
許可を受けた者の住所及び氏名

東大和市奈良橋四丁目六百七十一番一
神奈川県横浜市青葉区荏田西二丁目三番地二
株式会社クリエイトエス・ディー
代表取締役 瀧屋 幸彦

雑 報

全国自治宝くじ事務協議会告示第六百六十四号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和六年八月十六日

全国都道府県知事の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

第十二回全国自治宝くじ 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号

一 名称
二 受託銀行等の名称及び所在地
三 発売の数及び総額
一億二千万枚 三百六十億円
（三十億円を一単位（一ユニット）として十二単位（十二ユニット）。ただし、発売状況により、原則発売総額の百二十五パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。）
一枚三百円

四 証券金額
五 証券型式
六 発売期間
七 抽せん期日
八 当せん金支払開始期日
九 当せん金の額及び当せん数の等級

一等 三億円
一等の前後賞 一億円
一等の組違い賞 十億円
二等 十億円
三等 一億円
四等 一千万円
五等 一千万円
六等 一千万円

計 百一十一万三千三百十二本
備考 一等の当せん金の額については、当せん金付証券法（昭和二十三年法律第百四十四号）第五条第二項ただし書に基づく総務大臣の指定を受けている。
当せん本数は、発売額三十億円に対するものである。
注意事項
（一）発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
（二）証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第六百六十五号
当せん金付証票を次のとおり発売する。
令和六年八月十六日

全国都道府県知事の名において
全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称
受託銀行等の名称及び所在地
株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
二 発売の数及び総額
五千万枚 百五十億円
（三十億円を一単位（一ユニット）として五単位（五ユニット）。ただし、発売状況により、原則発売総額の百二十五パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。）
一枚三百円
開封式
令和六年九月十七日から同年十月十七日まで
令和六年十月二十五日
令和六年十月三十日

四 証票金額

五 証票型式

六 発売期間

七 抽せん期日

八 当せん金支払開始期日

九 当せん金の額及び当せん数の等級

等

一等

一等の前後賞

二等

三等

四等

五等

計

備考

当せん本数は、発売額三十億円に対するものである。

十 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証票は、転売できない。

当せん金付証票の発売委託について

当せん金付証票の発売について、当せん金付証票法（昭和二十三年法律第一百四十四号）第六条第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定められた日までに申請してください。
令和六年八月十六日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称
二 発売総額及び枚数

第千三百一十回全国自治宝くじ
千三百八十億円 四億六千万枚
（六十億円を一単位（一ユニット）として二十三単位（二十三ユニット）。ただし、発売状況により、原則発売総額の百二十五パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。）
一枚三百円
令和六年十一月二十日から同年十二月二十一日まで
発売額六十億円に対して二十九億九千九百九十九万円
当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
発売額六十億円に対して四億二千四百四十三万三千二百円
発売額六十億円に対して三億四千五百六十八千七百六十一円
令和六年九月二日
受託事務の履行は、当せん金付証票法その他関係通達による。

三 証票金額

四 発売期間

五 当せん金の額

六 委託対象事務の範囲

七 売りさばき及び当せん金支払手数料

八 その他発売経費

九 受託申請期限

十 その他

一 名称

二 発売総額及び枚数

三 証票金額

四 発売期間

五 当せん金の額

第千三十二回全国自治宝くじ
四百五十億円 一億五千万枚
（三十億円を一単位（一ユニット）として十五単位（十五ユニット）。ただし、発売状況により、原則発売総額の百二十五パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。）
一枚三百円
令和六年十一月二十日から同年十二月二十一日まで
発売額三十億円に対して十五億円

六	委託対象事務の範囲	当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企 画を除く全ての事務
七	売りさばき及び当せん金支払手数料	発売額三十億円に対して二億三百八十六万三千 円
八	その他発売経費	発売額三十億円に対して一億七千八百六十一万 五千四百二十四円
九	受託申請期限	令和六年九月二日
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証票法その他関 係通達による。

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む) 三〇円

印刷所
三鈴印刷株式会社
東京都千代田区神田神保町三丁目三十二番地一
電話 〇三(五二七六)〇八一一(代)

郵便番号
101-0051